

—外商投資政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 504 号)

国務院、 『外商投資法実施条例』を公布 外商投資の促進・保護策を具体化

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は2019年12月31日に、『中華人民共和国外商投資法実施条例』（国令第723号）（以下、「実施条例」という）を公布しました¹。「実施条例」は、中国国内における外商投資分野の基本法として可決された『中華人民共和国外商投資法』（以下、「外商投資法」という）²の実務的な規則として出されたものであり、「外商投資法」の基本方針を踏襲した上で、外商投資の促進、保護等に関する規定を具体的に定めています。2020年1月1日からの「外商投資法」、「実施条例」の施行に伴い、『中外合弁経営企業法』、『外資企業法』、『中外合作経営企業法』（以下、「外資三法」という）に加え、『中外合弁経営企業法実施条例』、『中外合弁経営企業合弁期限暫定規定』、『外資企業法実施細則』、『中外合作経営企業法実施細則』が廃止となりました。

□ 各方面で外商投資企業を中資系企業と同一扱い

「実施条例」は「外商投資法」をベースに、設立手続きから、組織形態、事業活動まで様々な面において、外商投資企業を中資系企業と同一に扱う方針を貫き、外商投資の促進を図っています。「外資三法」及び関連ルールの廃止に伴い、商務部門によるネガティブリストに含まれない外商投資案件に対する届出の手續、または承認・証明書の発行が撤廃されました。外国投資家もしくは外商投資企業は企業登録システム及び企業信用情報開示システムを通じて商務部門に投資情報を報告すれば良いことになりました。外資参入については基本的に、「ネガティブリスト+情報報告制度+安全審査制度」を受ける形で管理されることとなります。

また土地供給や、優遇税制の享受、資格の認可、業界標準等の策定参画、政府調達への応札等の面に

¹ 「実施条例」の中国語原文については、以下のURLよりダウンロードできます。

⇒http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-12/31/content_5465449.htm

² 「外商投資法」については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第482号をご参照ください。以下のURLからダウンロードできます。⇒<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0507-XF-0105.pdf>

ついて、政府及び関係部門に対し外国投資家もしくは外商投資企業を中資系企業と同一視して平等に扱うよう明記されています。

なお「外資三法」が廃止されましたが、従来これらに基づき設立された外商投資企業について、施行後の5年間は、従来の組織形態を維持することが認められます。移行期間後、すなわち2025年1月1日以降、外商投資企業は『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等の法律に基づき組織形態、組織構成等を変更、または維持するものとなります。

なお香港・マカオ・台湾企業に加え、国外に定住する中国人による中国本土での投資についても、「外商投資法」及び「実施条例」の適用が定められました。

□ 外商投資の保護に力点

「実施条例」は「外商投資法」と同様に、外国投資家と外商投資企業の中国国内における合法的な権利・権益の保護に力点を置き、単独の章を設けており、その上で関連規定について「外商投資法」より更に細かく定めています。主な内容は図表1をご参照ください。

【図表1】外商投資の保護に関する規定

項目	内容（一部抜粋）
技術移転の強要禁止	✓ 行政機関及びその職員は行政許可、行政検査、行政強制及びその他の行政手段を利用して、外国投資家、外商投資企業に対し強制的にもしくは形を変えて強制的に技術を譲渡させてはならない（第24条）
営業秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政機関は法に基づき職責を履行し、確かに外国投資家、外商投資企業が営業秘密に係る資料、情報を提供する必要がある場合、職責の履行に必要な範囲内に限定しなければならず、合わせて厳格に知悉の範囲をコントロールし、職責の履行に関係のない職員は関連の資料、情報に接触してはならない ✓ 行政機関は内部管理制度を構築・整備し、有効な措置を採り職責の履行において知り得た外国投資家、外商投資企業の営業秘密を保護しなければならない。法に基づきその他の行政機関と情報を共有する必要がある場合、漏えいを防ぐよう情報における営業秘密に対し相応の処理を行わなければならない（第25条）
外商投資関連ルールの適法性審査	✓ 政府及び関係部門は外商投資関連ルールの制定にあたり、國務院の規定に基づき適法性の審査を行わなければならない（第26条）
政策に係る約束事項と契約の履行	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地方政府及び関係部門は外国投資家、外商投資企業に対し法に基づき行った政策に係る約束事項、締結した各種契約を履行しなければならない、行政区画の調整、政府の再編、機関もしくは職能の調整及び関連責任者の交代等を理由に違約してはならない ✓ 国家利益、社会の公共利益の原因で政策に係る約束事項、契約の約定を変えた場合、法律権限と手続きに従って実施し、合わせて法に基づき外国投資家、外商投資企業が被った損失に対し、公正、合理的な補償を遅滞なく与えなければならない（第28条）

（「実施条例」に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 外商投資企業の上場促進に向けて実務課題クリア

「実施条例」では「外商投資法」と同様に、外商投資企業の上場や、起債等のファイナンス活動を認めることを明記しました。外商投資企業の起債や株式発行等に関する条件、手続きにつき中資系企業と同様に扱われる方針です。

外資系企業の上場について、これまで法的な規制は存在しておらず、過去には成功例もありました。しかしキャピタルゲイン、投資利益、配当金の海外送金など、資本取引に係る外貨規制などが実務上の

課題として存在していたため成功例はごくわずかなものでした。これを解消するため、「外商投資法」の第 21 条では、「外国投資家の中国国内における出資、利益、投下資本のリターン、資産売却益、ロイヤリティー、法に基づき取得した補償若しくは賠償、清算所得等は、法に基づき人民元若しくは外貨で自由に入金・対外送金することが可能である」としています。その上で「実施条例」の第 22 条にて「いずれの機関、個人も、法に反して入金、対外送金の通貨、金額及び頻度等を制限してはならない」と付け加えています。

□ 法的責任について

政府及び関係者による関連規定違反行為に対する責任追及について、「実施条例」は法的責任の章で、「外商投資法」に比べより具体的な規定を定めています。主な内容は図表 2 をご参照ください。

【図表 2】責任追及につながる政府・関係者のルール違反行為

責任追及対象	内容
政府・関係部門及び職員	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連政策の制定もしくは実施において、外商投資企業と中資系企業を平等に扱わない ✓ 法に反して外商投資企業による標準制定、改定への参画を制限する。または外商投資企業のみを対象に強制標準を上回る技術要求を適用する ✓ 法に反して外国投資家の入金、対外送金を制限する ✓ 外国投資家、外商投資企業に対し、法に基づき行う政策に係る約束事項を履行しない。法定権限を越えて政策に係る約束事項を行う。または政策に係る約束事項の内容が法令規則に合致しない（第 41 条）
政府調達担当者、代行者、監督管理部門の責任者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府調達の担当者、代行者は非合理的な条件で外商投資企業に対し差別的な待遇を実行する。落札、成約結果に影響を及ぼす、または影響を及ぼしかねない ✓ 外商投資企業の苦情に対し、政府調達監督管理部門が期限までに対処しない（第 42 条）
行政機関の責任者	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 行政機関及びその職員が、行政手段を用いて強制的もしくは形を変えて強制的に外国投資家、外商投資企業に技術を譲渡させる（第 43 条）

（「実施条例」に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

「実施条例」の公布と合わせて開かれた記者会見で、司法部、商務部及び発展改革委員会の責任者は外商投資関連政策について、「外商投資法」の方針と合致しないルールの改廃も着実に進めていることを明らかにしました。今後も、関連ルールの変更を見守る必要があるでしょう。

「実施条例」の詳細については、4 ページからの日本語仮訳及び 13 ページからの中国語原文をご参照ください。なお、具体的な実務手続き等については、関連主管部門または所在地の法律事務所にお問い合わせください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中華人民共和国国务院令 第 723 号

『中華人民共和国外商投資法実施条例』は既に 2019 年 12 月 12 日に国务院第 74 回常務会議により可決されており、ここに公布する。2020 年 1 月 1 日より施行する。

総 理 李克強
2019 年 12 月 26 日

中華人民共和国外商投資法実施条例

第一章 総 則

第一条 『中華人民共和国外商投資法』(以下、外商投資法という)に基づき、本条例を制定する。

第二条 国は、外商投資を奨励及び促進し、外商投資の合法的権利と利益を保護し、外商投資管理を規範化し、外商投資環境を継続的に最適化し、よりハイレベルの対外開放を促進する。

第三条 外商投資法第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 号がいうその他の投資家には、中国の自然人が含まれる。

第四条 外商投資参入ネガティブリスト(以下、ネガティブリストという)は、国务院投資主管部門が国务院商務主管部門等の関連部門とともに提出し、国务院が公布もしくは国务院に報告し承認後、国务院投資主管部門、商務主管部門により公布する。

国はさらなる対外開放の拡大及び経済社会の発展の必要に基づき、適時にネガティブリストを調整する。ネガティブリスト調整のプロセスについては、前項の規定を適用する。

第五条 国务院の商務主管部門、投資主管部門及びその他の関係部門は職責分担に基づき、密接に協力し、互いに協調し、ともに外商投資の促進、保護及び管理業務を適切に遂行する。

県級以上の地方人民政府は外商投資の促進、保護及び管理業務に対する組織的な指導を強化し、関係部門が法律法規及び職責分担に基づき外商投資の促進、保護及び管理業務を展開するようサポート・督促し、遅滞なく外商投資の促進、保護及び管理業務における重大な問題を協調して解決しなければならない。

第二章 投資促進

第六条 政府及びその関係部門は行政資金の計画、土地の供給、税金の減免、資格の許可、標準の制定、プロジェクトの申告、人的資源政策等の面において、法に基づき平等に外商投資企業と内資企業を扱わなければならない。

政府及びその関係部門が制定した企業の発展をサポートする政策は法に基づき開示しなければならない。政策実施において企業による申請手続きが必要な事項に係る場合、政府及びその関係部門は申請手続きの条件、プロセス、期限等を開示し、合わせて、審査において外商投資企業と内資企業を平等に扱わなければならない。

第七条 外商投資に関する行政法規、規則、規範性文書を制定する場合、もしくは政府及びその関係部門が外商投資に関する法律、地方性法規を起草する場合、実際の状況に基づき、書面による意見の徴収及び座談会・討論会・聴聞会等の多様な方式を採り、外商投資企業及び関連の商会・協会等の意見・建議を聴取しなければならない。集中的なもしくは外商等企業の重大な権利・義務問題を反映する意見・提案に対しては、適切な方式を通じて意見受入の状況をフィードバックしなければならない。

外商投資に関連する規範性文書は、法に基づいて適時に公表しなければならず、未公表のものは行政管理の根拠としてはならない。外商投資企業の生産経営活動と密接に関係する規範性文書は、実際の状況に基づき、公布から実施までの時間を合理的に決めなければならない。

第八条 各級の人民政府は、政府主導、多方面からの参加の原則に基づき、外商投資に係るサービス体系を構築・整備し、継続的に外商投資に対するサービス能力と水準を引き上げる。

第九条 政府及びその関係部門は政府ウェブサイト、全国一体化オンライン行政サービスプラットフォームを通じ、外商投資に関する法律、法規、規則、規範性文書、政策・措置及び投資プロジェクトの情報等を集中してリスト化し、合わせて多様なルート及び方式を通じて宣伝、解説を強化し、外国投資家及び外商投資企業のためにコンサルティング、指導等のサービスを提供しなければならない。

第十条 外商投資法第13条がいう特殊経済区域とは、国の承認を経て設立され、さらに力を入れ対外開放政策・措置を実行する特定区域を指す。

国が一部地域で実行した外商投資に係る試験的な政策・措置に対しては、成熟したと証明された場合、実際の状況に基づきその他地域もしくは全国範囲で推し進める。

第十一条 国は国民経済及び社会発展の需要に基づき、外商投資奨励産業目録を制定し、外国投資家による投資を奨励・誘導する特定の業界、分野、地域をリスト化する。外商投資奨励産業目録は国務院の投資主管部門が国務院の商務主管部門等の関係部門とともに起草・制定し、国務院に報告し、承認後に国務院投資主管部門・商務主管部門により公布する。

第十二条 外国投資家、外商投資企業は法律、行政法規もしくは国務院の規定に基づき、財政、税収、金融、土地使用等の面での優遇措置を受けることができる。

外国投資家はその中国国内における投資収益を以って中国国内で投資を拡大する場合、法に基づき相応の優遇措置を受ける。

第十三条 外商投資企業は、法に基づき内資企業と平等に国家標準、業界標準、地方標準及び団体標準の制定・改定業務に参加し、外商投資企業は必要に応じて、自らまたはその他の企業と共同で企業標準を制定することができる。

外商投資企業は標準化行政主管部門と関係行政主管部門に対し標準の作成に係る建議を提出し、標準の作成、起草、技術の審査及び標準の実施情報のフィードバック・評価等の過程において意見及び建議を提出し、合わせて規定に基づき標準の起草、技術審査の関連業務及び標準の外国語翻訳業務を引き受けることができる。

標準化行政主管部門と関係行政主管部門は健全な作業メカニズムを確立し、標準制定・改訂の透明性を高め、標準の制定・改訂プロセスにおける情報開示を推進しなければならない。

第十四条 国が制定した強制標準は外商投資企業と内資企業に平等に適用し、特別に外商投資企業に対し強制標準を上回る技術要求を適用してはならない。

第十五条 政府及びその関係部門は外商投資企業が自由に当該地域及び当該業界の政府調達市場に参加することを妨害及び制限してはならない。

政府調達担当者もしくは調達の代理機関は、政府調達情報の公布、サプライヤー条件の確定及び資格の審査、評価・審査の基準等の面において、外商投資企業に対し差別化した待遇もしくは差別的な待遇を実行してはならず、サプライヤーを、所有制度の形式、組織形態、持分構成、投資家の国籍、製品またはサービスのブランド、およびその他の非合理的な条件によって制限をしてはならず、外商投資企業が中国国内で生産した製品、提供したサービスについて内資企業と区別して扱ってはならない。

第十六条 外商投資企業は『中華人民共和国政府調達法』（以下、政府調達法という）及びその実施条例の規定に基づき、政府調達活動事項について、調達担当者、調達の代理機関に質問、質疑を提出し、政府調達監督管理部門に苦情を申し立てる。調達担当者、調達の代理機関、政府調達監督管理部門は規定の期限内に回答もしくは処理決定をしなければならない。

第十七条 政府調達監督管理部門及びその他の関係部門は政府調達活動の監督・検査をより強化し、法に基づき外商投資企業に対する差別化した待遇もしくは差別的な待遇等の違法・規定違反行為を是正及び調査・処分しなければならない。

第十八条 外商投資企業は法に基づき中国本土もしくは中国本土外で株式、社債等の有価証券の公开发行、及び公募もしくは私募によるその他のファイナンスツール、外債借り入れ等の方式で資金調達を行うことができる。

第十九条 県級以上の地方人民政府は法律、行政法規、地方性法規の規定に基づき、法定の権限範囲内において費用減免、土地供給に係る指標の確保、公共サービス提供等の面における外商投資の促進及び利

便化政策・措置を制定することができる。

県級以上の地方人民政府が外商投資の促進及び利便化政策・措置を制定する際、質の高い発展の推進を方針とし、経済効果、社会的効果、環境効率の向上および継続的な外商投資環境の最適化に資するものでなければならない。

第二十条 関係主管部門は外商投資ガイドラインを編成・公布し、外国投資家及び外商投資企業のためにサービス及び利便性を提供しなければならない。外商投資ガイドラインには投資環境紹介、外商投資サービス案内、投資プロジェクト情報及び関係データ情報等の内容を含み、合わせて遅滞なく更新しなければならない。

第三章 投資保護

第二十一条 国は外国投資家の投資に対し徴収を実行しない。

特殊な状況において、国は公共利益のために法律規定に基づき、外国投資家の投資に対し徴収を実行する場合、法定のプロセスに従って、非差別的な方法で実施し、合わせて徴収された投資の市場価値に基づき遅滞なく補償を与えなければならない。

外国投資家は徴収の決定に不服がある場合、法に基づき行政再審を申請もしくは行政訴訟を提起することができる。

第二十二条 外国投資家が中国国内における出資、利益、投下資本のリターン、資産処理による所得、取得した知的財産権使用料、法に基づき取得した補償もしくは賠償、清算所得等については、法に基づき人民元もしくは外貨を以って自由に振込、振出ができ、いかなる単位及び個人は違法して通貨種類、金額及び振込、振出の頻度等に対し制限してはならない。

外商投資企業の外国籍職員及び香港、マカオ、台湾の職員の給与収入及びその他の合法的な収入については、法に基づき自由に振出をすることができる。

第二十三条 国は知的財産権侵害行為に対する処罰に力を入れ、継続的に知的財産権に係る法執行を強化し、知的財産権のスピーディーな協同保護メカニズムの構築を推し進め、知的財産権紛争の多様化解決メカニズムを整備し、平等に外国投資家及び外商投資企業の知的財産権を保護する。

標準の制定において外国投資家及び外商投資企業の特許に係る場合、標準における特許に係る関連管理規定に基づき取り扱わなければならない。

第二十四条 行政機関（法律、法規にて権限を付与した公共事務を管理する職能を備えた組織を含む、以下同じ）及びその職員は行政許可、行政検査、行政強制及びその他の行政手段を利用し、外国投資家、外商投資企業に対し強制的にもしくは形を変えて強制的に技術を譲渡させてはならない。

第二十五条 行政機関は法に基づき職責を履行し、確かに外国投資家、外商投資企業が営業秘密に係る資料、情報を提供する必要がある場合、職責の履行に必要な範囲内に限定しなければならず、合わせて厳格

に知悉の範囲を制御し、職責の履行に関係のない職員は関連の資料、情報に接触してはならない。

行政機関は内部管理制度を構築・整備し、有効な措置を採り職責の履行において知り得た外国投資家、外商投資企業の営業秘密を保護しなければならない。法に基づきその他の行政機関と情報を共有する必要がある場合、漏えいを防ぐよう情報における営業秘密に対し秘密保持を行わなければならない。

第二十六条 政府及びその関係部門は外商投資に係る規範性文書の制定にあたり、国务院の規定に基づき合法性の審査を行わなければならない。

外国投資家、外商投資企業は行政行為の根拠となる国务院部門と地方人民政府及びその部門が制定する規範性文書が合法でないと認識する場合、法に基づき行政行為に対し行政再審を申請もしくは訴訟を提起するとき、合わせて当該規範性文書に対し審査を行うよう要請することができる。

第二十七条 外商投資法第25条がいう政策に係る約束事項とは、地方の各級人民政府及びその関係部門が法定の権限範囲内において外国投資家、外商投資企業による当該地域での投資について適用する支援政策、受ける優遇措置及び利便化措置等に対して行う書面による約束事項を指す。政策に係る約束事項の内容は法律・法規・規定に合致しなければならない。

第二十八条 地方の各級人民政府及びその関係部門は外国投資家、外商投資企業に対し法に基づき行った政策に係る約束事項及び法に基づき締結した各種契約を履行しなければならない。行政区画の調整、政府の再編、機関もしくは職能の調整及び関連責任者の交代等を理由に違約してはならない。国の利益、社会の公共利益の原因により政策に係る約束事項、契約の約定を変える必要がある場合、法定の権限とプロセスに基づき実施し、合わせて法に基づき外国投資家、外商投資企業に対してこれにより被った損失を遅滞なくかつ公平、合理的に補償しなければならない。

第二十九条 県級以上の人民政府及びその関係部門はオープンで透明、高効率で便利の原則に基づき、外商投資企業苦情業務メカニズムを構築・整備し、遅滞なく外商投資企業もしくはその投資家が反映する問題を処理し、関係政策・措置を協調して改善する。

国务院の商務主管部門は国务院関係部門とともに、外商投資企業苦情業務に係わる部門間連合会議制度を構築し、中央レベルの外商投資企業苦情業務を協調、促進し、地方の外商投資企業苦情業務を指導及び監督する。県級以上の地方人民政府は部門もしくは機関を指定し、その地域の外商投資企業またはその投資家からの苦情の受理に責任を負わなければならない。

国务院商務主管部門、県級以上の地方政府によって指定された部門あるいは機関は、苦情業務の規則を改善し、苦情方法を健全化させ、苦情処理の期限を明確化しなければならない。苦情業務の規則、苦情方式、苦情処理の期限を開示しなければならない。

第三十条 行政機関及びその職員の行政行為につき、外商投資企業およびその投資家はその合法的な権益を侵害したと認識し、外商投資企業苦情処理業務メカニズムを通じて協調・解決を申請する場合、関係各

方面は協調の際に、申請された行政機関及びその職員に対し状況を確認することができ、申請された行政機関及びその職員は協力しなければならない。協調の結果は、書面により遅滞なく申請者に告知しなければならない。

外商投資企業もしくはその投資家が前項の規定に基づき関係する問題の協調・解決を申請する場合、その法に基づく行政再審の申請や行政訴訟の提起には影響を与えない。

第三十一条 外商投資企業もしくはその投資家が外商投資企業苦情処理業務メカニズムを通じて反映もしくは協調・解決を申請する関連問題については、いかなる単位及び個人も抑圧もしくは報復してはならない。

外商投資企業苦情処理業務メカニズムのほか、外商投資企業もしくはその投資家はその他の合法的手段を通じて政府及びその関連部門に問題を反映することができる。

第三十二条 外商投資企業は法に基づき商業団体・協会を成立することができる。法律、法規において別途規定がある場合を除き、外商投資企業は商業団体、協会への参加もしくは脱退を自ら決定する権利があり、いかなる単位及び個人も関与してはならない。

商業団体、協会は法律・法規及び定款の規定に基づき、業界の自律を強化し、遅滞なく業界の申し立てを反映し、会員のために情報コンサルティング、宣伝・研修、市場開拓、ビジネス交流、権益の保護、紛争の処理等の面のサービスを提供する。

国は商業団体・協会が法律・法規及び定款の規定に基づき展開する関連の活動を支持する。

第四章 投資管理

第三十三条 ネガティブリストが定める投資禁止分野について、外国投資家は投資してはならない。ネガティブリストが定める投資制限分野について、外国投資家による投資はネガティブリストにおける持分、高級管理人員の要求等の制限的な参入特別管理措置に合致しなければならない。

第三十四条 関係主管部門が法に基づき職責を履行する過程において、ネガティブリスト内の分野へ投資する計画であるものの、それがネガティブリストの規定に合致しない外国投資企業に対し許可、企業登記・登録等関連事項を取り扱わない。

関係主管部門は、ネガティブリストの規定の執行状況に対し監督・検査を強化しなければならず、外国投資家がネガティブリストの定める投資禁止分野へ投資すること、もしくは外国投資家の投資活動がネガティブリストの定める制限的な参入特別管理措置に違反することを発見した場合、外商投資法第 36 条の規定に基づき処理をする。

第三十五条 外国投資家が法に基づき許可の取得が必要な業界、分野に投資する場合、法律、行政法規で別途規定があるものを除き、許可を実施する関係主管部門は内資と一致する条件及びプロセスに基づき外国投資家による許可の申請を審査しなければならない。許可条件、申請書類、審査過程、審査期限等の面で外国投資家に対し差別的な要求を設けてはならない。

許可を実施する関係主管部門は多様な方式を通じ、審査サービスを最適化し、審査の効率を高めなければならない。関連の条件及び要求に合致する許可事項に対しては、関連の規定に基づき告知・承諾の方式を採って取り扱うことができる。

第三十六条 外商投資が投資プロジェクトの審査、届出の手続きを行う必要がある場合、国の関連規定に基づき執行する。

第三十七条 外商投資企業の登記・登録は、国務院の市場監督管理部門もしくはそれが権限を付与した地方人民政府の市場監督管理部門が、法に基づき取り扱う。国務院の市場監督管理部門は、それが権限を付与した市場監督管理部門のリストを公布しなければならない。

外商投資企業の登録資本金は人民元で表示しても、その他兌換可能な通貨で表示してもよい。

第三十八条 外国投資家もしくは外商投資企業は企業登記システム及び企業信用情報開示システムを通じて商務主管部門に投資情報を報告・送付しなければならない。商務主管部門、市場監督管理部門は関連の業務システム及び業務の接続を適切に遂行しなければならない。合わせて外国投資家もしくは外商投資企業の投資情報報告・送付のために指導を提供する。

第三十九条 外商投資情報報告の内容、範囲及び報告の頻度、具体的なプロセスについて、国務院の商務主管部門は国務院の市場監督管理部門等の関係部門とともに確かな必要性があり、高効率で便利の原則に基づき確定し、合わせて公布する。商務主管部門、その他関係部門は情報共有を強化しなければならない。部門間の情報共有を通じて取得可能な投資情報については、外国投資家もしくは外商投資企業に再び報告・送付を要求してはならない。

外国投資家もしくは外商投資企業が報告・送付する投資情報は真実で、正確で、完全なものでなければならない。

第四十条 国は外商投資安全審査制度を構築し、国の安全に影響を及ぼすもしくは影響を及ぼす可能性のある外商投資に対し安全審査を行う。

第五章 法律責任

第四十一条 政府、関係部門及びその職員に以下のいずれかの状況がある場合、法律法規に則って責任を追及する。

(一) 関連政策の制定もしくは実施において、外商投資企業及び内資企業を法に基づき平等に扱わない

(二) 外商投資企業の標準制定、改定作業への平等な参加を違法して制限する。もしくは特別に外商投資企業に対し強制標準を上回る技術要求を適用する

(三) 外国投資家の資金振込、振出を違法に制限する

(四) 外国投資家、外商投資企業に対し、法に基づき行う政策に係る約束事項を履行しない。法定権限を越えて政策に係る約束事項を行う。もしくは政策に係る約束事項の内容が法律、法規の規定に合致しない。

第四十二条 政府調達調達担当者、調達代理機関は非合理的な条件で外商投資企業に対し差別化した待遇もしくは差別的な待遇を実行した場合、政府調達法及びその実施条例の規定に基づき、その法的責任を追及する。落札、成約結果に影響を及ぼすもしくは影響を及ぼす可能性がある場合、政府調達法及びその実施条例の規定に基づき処分をする。

政府調達監督管理部門が外商投資企業の苦情に対し期限を超えて処理をしない場合、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者は法に基づき処分を科す。

第四十三条 行政機関及びその職員は、行政手段を用いて強制的もしくは形を変えて強制的に外国投資家、外商投資企業に技術を譲渡させた場合、直接責任を負う主管人員及びその他直接責任者は法に基づき処分を科す。

第六章 附 則

第四十四条 外商投資法施行前に『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づき設立した外商投資企業（以下、既存外商投資企業）について、外商投資法実施後5年以内において、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナーシップ企業法』等の法律の規定に基づき、その組織形態、組織機関等を調整し、合わせて法律に基づき変更登記を行ったり、引き続き従来企業組織形態、組織機関等を保留することもできる。

2025年1月1日より、法に基づき組織形態、組織機関等を調整しておらず、合わせて変更登記の手続きを行う既存外商投資企業に対し、市場監督管理部門はそれが申請するその他登記事項を取り扱わず、合わせて関連状況の開示を行う。

第四十五条 既存外商投資企業が組織形態、組織機関等の変更登記を行う場合の具体的な事項は、国務院の市場監督管理部門が規定し、合わせて公布する。国務院の市場監督管理部門は変更登記作業に対する指導を強化し、変更登記の手續きに責任を負う市場監督管理部門は多様な方式を通じサービスを最適化し、企業の変更登記手續きのために便宜を図らなければならない。

第四十六条 既存外商投資企業の組織形態、組織機関等を法に基づき調整後、従来合弁・合作当事者が契約において出資持分もしくは権益の譲渡方法、収益の分配方法、余剰財産の分配方法等について約定する場合、引き続き約定に基づき行うことができる。

第四十七条 外商投資企業の中国国内における投資は、外商投資法及び本条例の関連規定を適用する。

第四十八条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資家の中国本土における投資は、外商投資法及び本条例を参照して執行する。法律、行政法規もしくは国務院の別途規定がある場合、その規定に従う。

台湾地区の投資家の中国本土における投資は、『中華人民共和國台湾同胞投資保護法』（以下、台湾同胞投資保護法という）及びその実施細則の規定を適用する。台湾同胞投資保護法及びその実施細則において定めていない事項については、外商投資法及び本条例を参照して執行する。

国外に定住する中国公民の中国国内における投資は、外商投資法及び本条例を参照して執行する。法律、行政法規もしくは国務院の別途規定がある場合、その規定に従う。

第四十九条 本条例は2020年1月1日より施行する。『中華人民共和國中外合弁経営企業法実施条例』、『中外合弁経営企業合弁期限暫定規定』、『中華人民共和國外資企業法実施細則』、『中華人民共和國中外合作経営企業法実施細則』は同時に廃止する。

2020年1月1日以前に制定した関連の外商投資規定が、外商投資法及び本条例と一致しない場合、外商投資法及び本条例の規定に準拠する。

(中国語原文)

中华人民共和国国务院令 第 723 号

《中华人民共和国外商投资法实施条例》已经2019年12月12日国务院第74次常务会议通过，现予公布，自2020年1月1日起施行。

总 理 李克强

2019年12月26日

中华人民共和国外商投资法实施条例

第一章 总 则

第一条 根据《中华人民共和国外商投资法》（以下简称外商投资法），制定本条例。

第二条 国家鼓励和促进外商投资，保护外商投资合法权益，规范外商投资管理，持续优化外商投资环境，推进更高水平对外开放。

第三条 外商投资法第二条第二款第一项、第三项所称其他投资者，包括中国的自然人在内。

第四条 外商投资准入负面清单（以下简称负面清单）由国务院投资主管部门会同国务院商务主管部门等有关部门提出，报国务院发布或者报国务院批准后由国务院投资主管部门、商务主管部门发布。国家根据进一步扩大对外开放和经济社会发展需要，适时调整负面清单。调整负面清单的程序，适用前款规定。

第五条 国务院商务主管部门、投资主管部门以及其他有关部门按照职责分工，密切配合、相互协作，共同做好外商投资促进、保护和管理工作的。

县级以上地方人民政府应当加强对外商投资促进、保护和管理工作的组织领导，支持、督促有关部门依照法律法规和职责分工开展外商投资促进、保护和管理工作的，及时协调、解决外商投资促进、保护和管理工作中的重大问题。

第二章 投资促进

第六条 政府及其有关部门在政府资金安排、土地供应、税费减免、资质许可、标准制定、项目申报、人力资源政策等方面，应当依法平等对待外商投资企业和内资企业。

政府及其有关部门制定的支持企业发展的政策应当依法公开；对政策实施中需要由企业申请办理的事项，

政府及其有关部门应当公开申请办理的条件、流程、时限等，并在审核中依法平等对待外商投资企业和内资企业。

第七条 制定与外商投资有关的行政法规、规章、规范性文件，或者政府及其有关部门起草与外商投资有关的法律、地方性法规，应当根据实际情况，采取书面征求意见以及召开座谈会、论证会、听证会等多种形式，听取外商投资企业和有关商会、协会等方面的意见和建议；对反映集中或者涉及外商投资企业重大权利义务问题的意见和建议，应当通过适当方式反馈采纳的情况。

与外商投资有关的规范性文件应当依法及时公布，未经公布的不得作为行政管理依据。与外商投资企业生产经营活动密切相关的规范性文件，应当结合实际，合理确定公布到施行之间的时间。

第八条 各级人民政府应当按照政府主导、多方参与的原则，建立健全外商投资服务体系，不断提升外商投资服务能力和水平。

第九条 政府及其有关部门应当通过政府网站、全国一体化在线政务服务平台集中列明有关外商投资的法律、法规、规章、规范性文件、政策措施和投资项目信息，并通过多种途径和方式加强宣传、解读，为外国投资者和外商投资企业提供咨询、指导等服务。

第十条 外商投资法第十三条所称特殊经济区域，是指经国家批准设立、实行更大力度的对外开放政策措施的特定区域。

国家在部分地区实行的外商投资试验性政策措施，经实践证明可行的，根据实际情况在其他地区或者全国范围内推广。

第十一条 国家根据国民经济和社会发展的需要，制定鼓励外商投资产业目录，列明鼓励和引导外国投资者投资的特定行业、领域、地区。鼓励外商投资产业目录由国务院投资主管部门会同国务院商务主管部门等有关部门拟订，报国务院批准后由国务院投资主管部门、商务主管部门发布。

第十二条 外国投资者、外商投资企业可以依照法律、行政法规或者国务院的规定，享受财政、税收、金融、用地等方面的优惠待遇。

外国投资者以其在中国境内的投资收益在中国境内扩大投资的，依法享受相应的优惠待遇。

第十三条 外商投资企业依法和内资企业平等参与国家标准、行业标准、地方标准和团体标准的制定、修订工作。外商投资企业可以根据需要自行制定或者与其他企业联合制定企业标准。

外商投资企业可以向标准化行政主管部门和有关行政主管部门提出标准的立项建议，在标准立项、起草、技术审查以及标准实施信息反馈、评估等过程中提出意见和建议，并按照规定承担标准起草、技术审查的相关工作以及标准的外文翻译工作。

标准化行政主管部门和有关行政主管部门应当建立健全相关工作机制，提高标准制定、修订的透明度，推进标准制定、修订全过程信息公开。

第十四条 国家制定的强制性标准对外商投资企业和内资企业平等适用，不得专门针对外商投资企业适用高于强制性标准的技术要求。

第十五条 政府及其有关部门不得阻挠和限制外商投资企业自由进入本地区和本行业的政府采购市场。政府采购的采购人、采购代理机构不得在政府采购信息发布、供应商条件确定和资格审查、评标标准等方面，对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇，不得以所有制形式、组织形式、股权结构、投资者国别、产品或者服务品牌以及其他不合理的条件对供应商予以限定，不得对外商投资企业在中国境内生产的产品、提供的服务和内资企业区别对待。

第十六条 外商投资企业可以依照《中华人民共和国政府采购法》（以下简称政府采购法）及其实施条例的规定，就政府采购活动事项向采购人、采购代理机构提出询问、质疑，向政府采购监督管理部门投诉。采购人、采购代理机构、政府采购监督管理部门应当在规定的时限内作出答复或者处理决定。

第十七条 政府采购监督管理部门和其他有关部门应当加强对政府采购活动的监督检查，依法纠正和查处对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇等违法违规行为。

第十八条 外商投资企业可以依法在中国境内或者境外通过公开发行股票、公司债券等证券，以及公开或者非公开发行其他融资工具、借用外债等方式进行融资。

第十九条 县级以上地方人民政府可以根据法律、行政法规、地方性法规的规定，在法定权限内制定费用减免、用地指标保障、公共服务提供等方面的外商投资促进和便利化政策措施。

县级以上地方人民政府制定外商投资促进和便利化政策措施，应当以推动高质量发展为导向，有利于提高经济效益、社会效益、生态效益，有利于持续优化外商投资环境。

第二十条 有关主管部门应当编制和公布外商投资指引，为外国投资者和外商投资企业提供服务 and 便利。外商投资指引应当包括投资环境介绍、外商投资办事指南、投资项目信息以及相关数据信息等内容，并及时更新。

第三章 投资保护

第二十一条 国家对外国投资者的投资不实行征收。

在特殊情况下，国家为了公共利益的需要依照法律规定对外国投资者的投资实行征收的，应当依照法定程序、以非歧视性的方式进行，并按照被征收投资的市场价值及时给予补偿。

外国投资者对征收决定不服的，可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

第二十二条 外国投资者在中国境内的出资、利润、资本收益、资产处置所得、取得的知识产权许可使用费、依法获得的补偿或者赔偿、清算所得等，可以依法以人民币或者外汇自由汇入、汇出，任何单位和个人不得违法对币种、数额以及汇入、汇出的频次等进行限制。

外商投资企业的外籍职工和香港、澳门、台湾职工的工资收入和其他合法收入，可以依法自由汇出。

第二十三条 国家加大对知识产权侵权行为的惩处力度，持续强化知识产权执法，推动建立知识产权快速协同保护机制，健全知识产权纠纷多元化解决机制，平等保护外国投资者和外商投资企业的知识产权。标准制定中涉及外国投资者和外商投资企业专利的，应当按照标准涉及专利的有关管理规定办理。

第二十四条 行政机关（包括法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织，下同）及其工作人员不得利用实施行政许可、行政检查、行政处罚、行政强制以及其他行政手段，强制或者变相强制外国投资者、外商投资企业转让技术。

第二十五条 行政机关依法履行职责，确需外国投资者、外商投资企业提供涉及商业秘密的材料、信息的，应当限定在履行职责所必需的范围内，并严格控制知悉范围，与履行职责无关的人员不得接触有关材料、信息。

行政机关应当建立健全内部管理制度，采取有效措施保护履行职责过程中知悉的外国投资者、外商投资企业的商业秘密；依法需要与其他行政机关共享信息的，应当对信息中含有的商业秘密进行保密处理，防止泄露。

第二十六条 政府及其有关部门制定涉及外商投资的规范性文件，应当按照国务院的规定进行合法性审核。外国投资者、外商投资企业认为行政行为所依据的国务院部门和地方人民政府及其部门制定的规范性文件不合法，在依法对行政行为申请行政复议或者提起行政诉讼时，可以一并请求对该规范性文件进行审查。

第二十七条 外商投资法第二十五条所称政策承诺，是指地方各级人民政府及其有关部门在法定权限内，就外国投资者、外商投资企业在本地区投资所适用的支持政策、享受的优惠待遇和便利条件等作出的书面承诺。政策承诺的内容应当符合法律、法规规定。

第二十八条 地方各级人民政府及其有关部门应当履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，不得以行政区划调整、政府换届、机构或者职能调整以及相关责任人更替等为由违约毁约。因国家利益、社会公共利益需要改变政策承诺、合同约定的，应当依照法定权限和程序进行，并依法对外国投资者、外商投资企业因此受到的损失及时予以公平、合理的补偿。

第二十九条 县级以上人民政府及其有关部门应当按照公开透明、高效便利的原则，建立健全外商投资企业投诉工作机制，及时处理外商投资企业或者其投资者反映的问题，协调完善相关政策措施。

国务院商务主管部门会同国务院有关部门建立外商投资企业投诉工作部际联席会议制度，协调、推动中央层面的外商投资企业投诉工作，对地方的外商投资企业投诉工作进行指导和监督。县级以上地方人民政府应当指定部门或者机构负责受理本地区外商投资企业或者其投资者的投诉。

国务院商务主管部门、县级以上地方人民政府指定的部门或者机构应当完善投诉工作规则、健全投诉方式、明确投诉处理时限。投诉工作规则、投诉方式、投诉处理时限应当对外公布。

第三十条 外商投资企业或者其投资者认为行政机关及其工作人员的行政行为侵犯其合法权益，通过外商投资企业投诉工作机制申请协调解决的，有关方面进行协调时可以向被申请的行政机关及其工作人员了解情况，被申请的行政机关及其工作人员应当予以配合。协调结果应当以书面形式及时告知申请人。

外商投资企业或者其投资者依照前款规定申请协调解决有关问题的，不影响其依法申请行政复议、提起行政诉讼。

第三十一条 对外商投资企业或者其投资者通过外商投资企业投诉工作机制反映或者申请协调解决问题，任何单位和个人不得压制或者打击报复。

除外商投资企业投诉工作机制外，外商投资企业或者其投资者还可以通过其他合法途径向政府及其有关部门反映问题。

第三十二条 外商投资企业可以依法成立商会、协会。除法律、法规另有规定外，外商投资企业有权自主决定参加或者退出商会、协会，任何单位和个人不得干预。

商会、协会应当依照法律法规和章程的规定，加强行业自律，及时反映行业诉求，为会员提供信息咨询、宣传培训、市场拓展、经贸交流、权益保护、纠纷处理等方面的服务。

国家支持商会、协会依照法律法规和章程的规定开展相关活动。

第四章 投资管理

第三十三条 负面清单规定禁止投资的领域，外国投资者不得投资。负面清单规定限制投资的领域，外国投资者进行投资应当符合负面清单规定的股权要求、高级管理人员要求等限制性准入特别管理措施。

第三十四条 有关主管部门在依法履行职责过程中，对外国投资者拟投资负面清单内领域，但不符合负面清单规定的，不予办理许可、企业登记注册等相关事项；涉及固定资产投资项目核准的，不予办理相关核准事项。

有关主管部门应当对负面清单规定执行情况加强监督检查，发现外国投资者投资负面清单规定禁止投资的领域，或者外国投资者的投资活动违反负面清单规定的限制性准入特别管理措施的，依照外商投资法第三十六条的规定予以处理。

第三十五条 外国投资者在依法需要取得许可的行业、领域进行投资的，除法律、行政法规另有规定外，负责实施许可的有关主管部门应当按照与内资一致的条件和程序，审核外国投资者的许可申请，不得在许可条件、申请材料、审核环节、审核时限等方面对外国投资者设置歧视性要求。

负责实施许可的有关主管部门应当通过多种方式，优化审批服务，提高审批效率。对符合相关条件和要求的许可事项，可以按照有关规定采取告知承诺的方式办理。

第三十六条 外商投资需要办理投资项目核准、备案的，按照国家有关规定执行。

第三十七条 外商投资企业的登记注册，由国务院市场监督管理部门或者其授权的地方人民政府市场监督

管理部门依法办理。国务院市场监督管理部门应当公布其授权的市场监督管理部门名单。
外商投资企业的注册资本可以用人民币表示，也可以用可自由兑换货币表示。

第三十八条 外国投资者或者外商投资企业应当通过企业登记系统以及企业信用信息公示系统向商务主管部门报送投资信息。国务院商务主管部门、市场监督管理部门应当做好相关业务系统的对接和工作衔接，并为外国投资者或者外商投资企业报送投资信息提供指导。

第三十九条 外商投资信息报告的内容、范围、频次和具体流程，由国务院商务主管部门会同国务院市场监督管理部门等有关部门按照确有必要、高效便利的原则确定并公布。商务主管部门、其他有关部门应当加强信息共享，通过部门信息共享能够获得的投资信息，不得再行要求外国投资者或者外商投资企业报送。外国投资者或者外商投资企业报送的投资信息应当真实、准确、完整。

第四十条 国家建立外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。

第五章 法律责任

第四十一条 政府和有关部门及其工作人员有下列情形之一的，依法依规追究责任：

- （一）制定或者实施有关政策不依法平等对待外商投资企业和内资企业；
- （二）违法限制外商投资企业平等参与标准制定、修订工作，或者专门针对外商投资企业适用高于强制性标准的技术要求；
- （三）违法限制外国投资者汇入、汇出资金；
- （四）不履行向外国投资者、外商投资企业依法作出的政策承诺以及依法订立的各类合同，超出法定权限作出政策承诺，或者政策承诺的内容不符合法律、法规规定。

第四十二条 政府采购的采购人、采购代理机构以不合理的条件对外商投资企业实行差别待遇或者歧视待遇的，依照政府采购法及其实施条例的规定追究其法律责任；影响或者可能影响中标、成交结果的，依照政府采购法及其实施条例的规定处理。

政府采购监督管理部门对外商投资企业的投诉逾期未作处理的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第四十三条 行政机关及其工作人员利用行政手段强制或者变相强制外国投资者、外商投资企业转让技术的，对直接负责的主管人员和其他直接责任人员依法给予处分。

第六章 附 则

第四十四条 外商投资法施行前依照《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》设立的外商投资企业（以下称现有外商投资企业），在外商投资法施行后5年内，可以依照《中华人民共和国公司法》、《中华人民共和国合伙企业法》等法律的

规定调整其组织形式、组织机构等，并依法办理变更登记，也可以继续保留原企业组织形式、组织机构等。自2025年1月1日起，对未依法调整组织形式、组织机构等并办理变更登记的现有外商投资企业，市场监督管理部门不予办理其申请的其他登记事项，并将相关情形予以公示。

第四十五条 现有外商投资企业办理组织形式、组织机构等变更登记的具体事宜，由国务院市场监督管理部门规定并公布。国务院市场监督管理部门应当加强对变更登记工作的指导，负责办理变更登记的市场监督管理部门应当通过多种方式优化服务，为企业办理变更登记提供便利。

第四十六条 现有外商投资企业的组织形式、组织机构等依法调整后，原合营、合作各方在合同中约定的股权或者权益转让办法、收益分配办法、剩余财产分配办法等，可以继续按照约定办理。

第四十七条 外商投资企业在中国境内投资，适用外商投资法和本条例的有关规定。

第四十八条 香港特别行政区、澳门特别行政区投资者在内地投资，参照外商投资法和本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。

台湾地区投资者在大陆投资，适用《中华人民共和国台湾同胞投资保护法》（以下简称台湾同胞投资保护法）及其实施细则的规定；台湾同胞投资保护法及其实施细则未规定的事项，参照外商投资法和本条例执行。

定居在国外的中国公民在中国境内投资，参照外商投资法和本条例执行；法律、行政法规或者国务院另有规定的，从其规定。

第四十九条 本条例自2020年1月1日起施行。《中华人民共和国中外合资经营企业法实施条例》、《中外合资经营企业合营期限暂行规定》、《中华人民共和国外资企业法实施细则》、《中华人民共和国中外合作经营企业法实施细则》同时废止。

2020年1月1日前制定的有关外商投资的规定与外商投资法和本条例不一致的，以外商投资法和本条例的规定为准。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。